



平成30年12月20日

あきる野市



様式1

## 12月26日 午前10時15分から あきる野市不動産取引相談の開始に伴う協定締結式 を行います

「あきる野市不動産取引相談」を実施（平成31年2月19日から）することになりました。

ここで、相談員の派遣などについて定めた協定を「公益社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩西支部」と結ぶに当たり、協定締結式を行います。

- 1 日時 12月26日（水）午前10時15分～10時45分
- 2 場所 あきる野市役所 5階505会議室
- 3 内容 協定締結式（挨拶、協定書署名、写真撮影など）

### 4 その他

#### 不動産取引相談について

- 相談は、宅地建物取引士が面談方式で行います。
- 相談内容は、土地建物の売買など不動産全般に関することになります。
- 相談日は、年3回を予定しています（2月、6月、10月）。
- 相談時間は、1件当たり45分となります。
- 相談費用は、無料です。
- 対象者は、あきる野市内に在住するもの及びあきる野市内に不動産を所有するものとなります。
- 相談場所は、市役所1階市民課市民相談窓口です。
- 相談は事前予約制です。予約方法は、事前に広報あきる野に掲載します。

問合せ先 あきる野市市民部市民課

課長：小澤

電話：042-558-1111（内線2410）